

長野県地方税滞納整理機構議会公印規程

平成23年3月28日

長野県地方税滞納整理機構議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県地方税滞納整理機構議会の公印の管守、寸法、ひな形、使用その他必要な事項を定めるものとする。

(公印の管守者)

第2条 別表の左欄の公印の管守者は、同表の中欄のとおりとする。

2 管守者は、公印の管守の責めに任じなければならない。

(公印の寸法及びひな形)

第3条 別表の左欄の公印の寸法及びひな形は、同表の右欄のとおりとする。

(公印台帳)

第4条 管守者は、公印を新調し若しくは改刻したとき、又は使用しなくなったときは、公印台帳(別記様式)に所定の事項を登載しておかなければならない。

(公印の使用)

第5条 公印を使用するときは、管守者に当該原議及び施行文書を示し、承認を受けてから押印しなければならない。

(公印事故届)

第6条 管守者は、公印の盗難、紛失又は偽造があったときは、直ちにその旨を事務局長に報告し、指示を受けなければならない。

(保存)

第7条 管守者は、改刻等により使用しなくなった印形を10年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(別表) (第2条、第3条関係)

公 印	管 守 者	寸法及びひな形	
		寸法のは、 はて 書	
議会印	事務局長	方20	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 長 野 県 地 方 税 滞 納 整 理 機 構 議 会 印 </div>
議会議長印	事務局長	方20	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 長 野 県 地 方 税 滞 納 整 理 機 構 議 会 議 長 印 </div>

(別記様式) (第4条関係)

公 印 台 帳

公印の名称		用 途	
管 守 者		寸 法	方 mm
届出年月日		印 材	
使用年月日		使用廃止年月	
印 影		摘 要	